

項目	内容	備考
(1) 呼値の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は次に掲げる方法により呼値を行うことができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 指値注文 価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれよりも有利な価格で約定する注文です。 b 成行注文（MO注文） 価格の限度を指定せずに発注され、最良の売り又は買い注文と順次対当する注文で、値段においてすべての指値注文に優先します。 なお、取引開始時刻以前の注文受付時間帯に成行注文の発注を行うことはできません。また、発注された成行買い注文に対して、当取引所がその都度定める基準となる値段に一定値幅を加えた値段を下回る範囲に売り呼値がない場合、又は発注された成行売り注文に対して、当該基準となる値段から一定値幅を減じた値段を上回る範囲に買い呼値がない場合は、当該成行買い注文又は成行売り注文は失効し、取り消されます。 c 始値指定指値注文 取引開始時刻以前に発注された指値注文により始値が決定された後、当該始値で約定を試みる注文です。始値決定後に、対当する始値指定指値注文同士で取引執行が試みられますが、その時点で約定成立しない場合には、基準値（当該始値。始値に係る約定が不成立の場合は、その時点での最優先の売呼値と買呼値の中間の価格等）での指値注文となります。 基準値がない場合等には、始値指定指値注文は取り消されます。 d ストップ指値注文 発動価格を指定し、売呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以下となったときに、買呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以上となったときに、発動価格での指値注文として有効となる注文をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値には別表に掲げる注文条件を付すことができます。 ・ 現行と同様。 ・ 注文受付時間帯のみ発注が可能です。

項目	内容	備考
<p>(2) 呼値の効力</p> <p>(3) 取引契約締結の方法</p> <p>(4) 取引開始時の取引契約</p>	<p>e ストップ成行注文 発動価格を指定し、売呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以下となったときに、買呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以上となったときに、成行注文として有効となる注文です。</p> <p>f マーケットメイク注文 当取引所が指定するマーケットメイカー専用の指値注文です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) に掲げる呼値については、当日の午後立会終了後及びイブニング・セッション終了後に効力を失うものとします。 ・ ただし、発注時に有効期限条件 (G T C 条件) を付した場合、当該呼値について未約定が残っている場合には、有効期限まで呼値の効力が引き継がれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立会市場における取引は、個別競争取引により行います。 ・ 低い値段の売呼値は高い値段の売呼値に常に優先し、高い値段の買呼値は低い値段の買呼値に常に優先します。(価格優先の原則) ・ 同一値段においては、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は後に行われた呼値に優先します。(時間優先の原則) ・ 取引開始時に受け付けた注文についても、受け付けた時間の先後により優先順位を定め、約定を成立させることとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引開始時(取引時間中において取引停止及び一時中断等が行われた後の取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引開始時等の取引契約締結の方法は(4)に記載の方法となります。 ・ 左記の原則は、自己・委託・マーケットメイカーなど呼値を行うものの属性にかかわらず、すべて平等に適用されます。 ・ 取引開始時刻前に受け付けた呼値をすべて同時刻に受け付けたものとみなすいわゆる同時呼値の取扱いはいりません。 ・ いわゆる板寄せ方式と同様、単一

項目	内容	備考
締結の方法	<p>再開の場合を含む。)においては、売呼値(当該銘柄に対して発注された指値注文に限る。)の競合、買呼値(当該銘柄に対して発注された指値注文に限る。)の競合、売呼値及び買呼値の争合により、取引開始時点のすべての売呼値及び買呼値の状況に応じて次に定める数値を約定値段とし、呼値の優先順位に従って、対当する呼値の間に約定を成立させます。</p> <p>a すべての売呼値及び買呼値が約定する場合 約定するすべての売呼値の値段のうち最も高い値段と、約定するすべての買呼値のうち最も低い値段の仲値</p> <p>b すべての買呼値が約定するが一部の売呼値は約定しない場合 約定する売呼値のうち最も高い値段</p> <p>c すべての売呼値が約定するが一部の買呼値は約定しない場合 約定する買呼値のうち最も低い値段</p> <p>d 売呼値及び買呼値双方に残数量が発生する場合 次の(a)及び(b)に掲げる値段の仲値</p> <p>(a) 約定する買呼値の値段のうち最も低い値段と、約定しない売呼値のうち最も低い値段とを比較して、低い方の値段</p> <p>(b) 約定する売呼値の値段のうち最も高い値段と、約定しない買呼値のうち最も高い値段とを比較して、高い方の値段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引開始時において上記方法により約定が成立しなかった場合でも、その後の取引は(3)に記載の方法により行われます。 ・ 取引時間終了時においては、いわゆる板寄せは行いません。取引時間中に(3)記載の方法により成立した最後の約定が最終約定となります。 	<p>の値段で対当する複数呼値を約定させる取引契約締結の方法ですが、約定価格の決定方法は、現行と異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オプションの約定値段が仲値となる場合には、当該値段の水準に関わらず、最小の呼値の単位(有価証券オプション取引にあっては50銭(ただし、対象有価証券の売買単位が奇数の場合には1円)、国債証券先物オプション取引にあっては1銭、指数オプション取引にあっては0.1ポイント)の整数倍の値段となります。 ・ 仲値が最小の呼値の単位の整数倍の数値とならない場合には、仲値が正の数である場合は仲値より低い数値のうち最も高い最小の呼値の単位の整数倍の値段、仲値が負の場合には仲値より高い数値のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段を約定値段とします。

項目	内容	備考																																	
(5) 呼値可能値幅 (理論価格帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、直前の原資産の約定値段等から当取引所が算出する理論価格 (以下「基準理論価格」といいます。) から、一定値幅 (以下「呼値可能値幅」といいます。) を上回る値段における買呼値及び一定値幅を下回る値段における売呼値を、受け付けないものとします。 ・ 呼値可能値幅は、オプション取引の種類ごとに次のとおりとします。 ・ 当取引所は、市況等を勘案し、必要に応じて全部又は一部の銘柄の呼値可能値幅を変更することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 有価証券オプション取引 <p>有価証券オプション取引の呼値可能値幅は、直近2限月については基準理論価格の20%、直近2限月以外については基準理論価格の30%とします。ただし、算出後の値幅が、当日の原資産の基準値段に応じて定められた下限値を下回る場合もしくは上限値を上回る場合には、それぞれ当該下限値もしくは上限値とします。</p> <table border="1" data-bbox="638 847 1512 1437"> <thead> <tr> <th>当日の対象原資産の基準値段</th> <th>呼値可能値幅の下限値</th> <th>呼値可能値幅の上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500円未満</td><td>10円</td><td>20円</td></tr> <tr><td>500円以上 1,000円未満</td><td>20円</td><td>40円</td></tr> <tr><td>1,000円以上 3,000円未満</td><td>50円</td><td>100円</td></tr> <tr><td>3,000円以上 5,000円未満</td><td>100円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>5,000円以上 10,000円未満</td><td>200円</td><td>400円</td></tr> <tr><td>10,000円以上 30,000円未満</td><td>500円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>30,000円以上 50,000円未満</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>50,000円以上 100,000円未満</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>100,000円以上 300,000円未満</td><td>5,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>300,000円以上 500,000円未満</td><td>10,000円</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table> 	当日の対象原資産の基準値段	呼値可能値幅の下限値	呼値可能値幅の上限値	500円未満	10円	20円	500円以上 1,000円未満	20円	40円	1,000円以上 3,000円未満	50円	100円	3,000円以上 5,000円未満	100円	200円	5,000円以上 10,000円未満	200円	400円	10,000円以上 30,000円未満	500円	1,000円	30,000円以上 50,000円未満	1,000円	2,000円	50,000円以上 100,000円未満	2,000円	4,000円	100,000円以上 300,000円未満	5,000円	10,000円	300,000円以上 500,000円未満	10,000円	20,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の導入に伴い特別気配の表示を行わないこととします。
当日の対象原資産の基準値段	呼値可能値幅の下限値	呼値可能値幅の上限値																																	
500円未満	10円	20円																																	
500円以上 1,000円未満	20円	40円																																	
1,000円以上 3,000円未満	50円	100円																																	
3,000円以上 5,000円未満	100円	200円																																	
5,000円以上 10,000円未満	200円	400円																																	
10,000円以上 30,000円未満	500円	1,000円																																	
30,000円以上 50,000円未満	1,000円	2,000円																																	
50,000円以上 100,000円未満	2,000円	4,000円																																	
100,000円以上 300,000円未満	5,000円	10,000円																																	
300,000円以上 500,000円未満	10,000円	20,000円																																	

項目	内容			備考
(6) 呼値の制限値幅	500,000 円以上	20,000 円	40,000 円	
	<p>b 指数オプション取引 指数オプション取引の呼値可能値幅は、直近4限月については基準理論価格の20%、直近4限月以外については基準理論価格の30%とします。ただし、算出後の値幅が、10ポイントを下回る場合もしくは30ポイントを上回る場合には、それぞれ10ポイントもしくは30ポイントとします。</p> <p>c 国債証券先物オプション取引 国際証券先物オプション取引の呼値可能値幅は、直近限月については基準理論価格の20%、直近限月以外については基準理論価格の30%とします。ただし、算出後の値幅が、20銭を下回る場合もしくは90銭を上回る場合には、それぞれ20銭もしくは90銭とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引について、基準値段(当日の原資産の基準値段に基づいて算出される理論価格)から当取引所が定める値幅の限度を下回る値段による売呼値又は当該値幅の限度を上回る買呼値を行うことができないこととします。 ・ 当取引所が定める値幅の限度は、オプション取引の種類ごとに次のとおりとします。 <p>a 有価証券オプション取引 対象有価証券の当日における呼値の制限値幅に、上記(5)に記載する呼値可能値幅を加えた数値</p> <p>b 指数オプション取引 オプション取引と同一の指数を原資産とする先物取引の当日における呼値制限値幅に、上記(5)に記載する呼値可能値幅を加えた数値</p> <p>c 国債証券先物オプション取引</p>			

項目	内容	備考
(8) リクエスト・フォー・クォート	<p>国債証券先物取引の当日における呼値の制限値幅に、上記(5)に記載する呼値可能値幅を加えた数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、取引を行おうとする銘柄において呼値の状況が十分でない場合には、他の取引参加者に当該銘柄について呼値の提示を求める旨の意思表示をすること(以下「リクエスト・フォー・クォート」といいます。)ができます。 ・ 当取引所は、取引の成立を促進するために必要があると認めるときは、当該リクエスト・フォー・クォートを取引参加者に周知することができることとします。 ・ 当取引所は、取引参加者がリクエスト・フォー・クォートを行うことが適当でないとして認められる場合には、リクエスト・フォー・クォートの提示を停止することができます。 	
3. 商品性の見直し (1) 権利行使価格の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引制度の改正に併せて、以下のとおり、オプションの商品性に係る制度改正を行います。 ・ 指数オプション取引の権利行使価格の数を以下のとおり拡大します。なお、現行同様、指数の変動状況に応じて権利行使価格の追加設定も行います。 <ul style="list-style-type: none"> a 四半期限月取引及び四半期限月取引以外の限月取引で期間が5ヶ月のもの 指数オプション取引に係る指数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値の権利行使価格を13種類設定する。 その後、取引最終日の属する月の4ヶ月前の月の第二金曜日において、25ポイント刻みで設定する25ポイントの整数倍の数値の権利行使価格が連続して19種類以上となるよう設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別商品の商品性について、本要綱に記載がない箇所については、現行どおりです。 ・ 現行は、50ポイント刻みで9種類設定。 ・ 現行は、25ポイント刻みで連続して9種類以上となるよう設定。

項目	内容	備考																								
(2) 呼値の単位	<p>b 四半期限月取引以外の限月取引で期間が4ヶ月のもの 指数オプション取引に係る指数の数値につき、25ポイント刻みで設定する25ポイントの整数倍の数値の権利行使価格を19種類設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券オプション取引の呼値の単位を、次のとおり、オプション値段の水準に応じた呼値の単位に変更します。 <table border="1" data-bbox="622 507 1527 906"> <thead> <tr> <th colspan="2">オプションの値段の水準</th> <th>呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000円未満</td> <td>()50銭</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>3,000円未満</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>30,000円未満</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上</td> <td>50,000円未満</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上</td> <td>100,000円未満</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上</td> <td>1,000,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円以上</td> <td></td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>()対象原資産の取引単位が奇数の場合は1円とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指数オプション取引の呼値の単位について、細かな呼値の単位を採用するオプション価格の範囲を拡大し、20ポイント以下の呼値については0.1ポイント、20ポイントを超える呼値については0.5ポイントとします。 	オプションの値段の水準		呼値の単位		1,000円未満	()50銭	1,000円以上	3,000円未満	1円	3,000円以上	30,000円未満	5円	30,000円以上	50,000円未満	25円	50,000円以上	100,000円未満	50円	100,000円以上	1,000,000円未満	500円	1,000,000円以上		5,000円	<ul style="list-style-type: none"> 現行は、25ポイント刻みで9種類設定。 国債証券先物オプション取引の呼値の単位は現行どおり。 現行の有価証券オプション取引の呼値の単位は、当日の対象有価証券に係る呼値の制限値幅の下限の値段に応じて設定。 現行の指数オプション取引の呼値の単位は、5ポイント以下の呼値は0.1ポイント、5ポイントを超える呼値は0.5ポイント。
オプションの値段の水準		呼値の単位																								
	1,000円未満	()50銭																								
1,000円以上	3,000円未満	1円																								
3,000円以上	30,000円未満	5円																								
30,000円以上	50,000円未満	25円																								
50,000円以上	100,000円未満	50円																								
100,000円以上	1,000,000円未満	500円																								
1,000,000円以上		5,000円																								

項目	内容	備考
<p>4. ストラテジー取引</p> <p>(1) 呼値</p> <p>(2) インプライドイン機能</p> <p>(3) インプライドアウト機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、オプション取引について、ストラテジー取引を行うことができます。 ・ ストラテジー取引においては、オプション取引と当該オプション取引の対象原資産（ただし、指数オプション取引については、当該指数オプション取引の原資産と同一の原資産を対象とする指数先物取引。）の取引を一定の条件に基づき同時に行うことも可能とします（デルタニュートラル呼値）。 ・ 取引参加者は、ストラテジー取引を行う場合には、当取引所が定めるストラテジー取引の価格の算出方法に基づき得た値段により、呼値を行うものとします。 ・ ストラテジー取引に係る呼値の単位は、呼値の値段の水準にかかわらず、当該商品の最小の呼値の単位とします。 ・ 当取引所は、取引参加者が行った呼値の約定確率を高めるため、当取引所が計算するところにより、取引システムに入力されたオプション取引の呼値を組み合わせることによって、ストラテジー取引の呼値を発生させます。 ・ 当取引所は、取引参加者が行った呼値の約定確率を高めるため、当取引所が計算するところにより、取引システムに入力されたストラテジー取引の呼値から、当該ストラテジー取引の対象となるオプション取引の呼値を発生させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストラテジー取引とは、当取引所が定めるストラテジー取引の種類ごとの組み合わせに基づき、複数銘柄の売付け又は買付けを同時に成立させる取引です。 ・ ストラテジー取引の種類については、別紙1参照。 ・ デルタニュートラル呼値については、別紙2参照。 ・ インプライド機能により呼値が発生するストラテジー取引の種類については別紙参照。

項目	内容	備考
<p>5. マーケットメイカー制度の導入</p> <p>(1) マーケットメイカーの指定</p> <p>(2) マーケットメイカーの役割</p> <p>(3) マーケットメイカーに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引における円滑な価格形成と取引の促進を図り、投資者に対し常時取引が行える環境を提供するため、マーケットメイカー制度を導入します。 ・ 当取引所オプション市場におけるマーケットメイカー制度は、オークション市場の中で、複数のマーケットメイカーが恒常的に売呼値及び買呼値を提示し、他の呼値も含めた個別競争取引により取引を成立させていくものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、マーケットメイカー資格の取得を希望する場合には、対象銘柄等を指定し、当取引所に対して申請を行うものとします。 ・ 当取引所は、取引参加者による申請を受けた場合、過去の取引実績等を勘案し適当であると認める場合に、マーケットメイカーの資格を付与し、当該取引参加者がマーケットメイカーとして呼値を行う銘柄等を指定します。 ・ 次の場合には、当取引所は、マーケットメイカー資格の取消しなどの措置を講じることができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 呼値の提示状況等を勘案し、当該取引参加者がマーケットメイカーの役割を十分に果たしていないと当取引所が認める場合 b その他当該取引参加者がマーケットメイカーとして適当でないと当取引所が認める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、自らのマーケットメイク対象銘柄について、恒常的に売呼値及び買呼値を提示し、流動性を提供する役割を担います。 ・ マーケットメイカーは、リクエスト・フォー・クォートへの応答をすべきものとして自らが指定を受けた銘柄について、リクエスト・フォー・クォートが提示された場合には、それに応じる呼値を提示する役割を担います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、マーケットメイカーが標準的な期待役割を充足していた時間その 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客が取引参加者の委託勘定を通じてマーケットメイクを行うことも可能とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、呼値提示対象銘柄数、スプレッド幅、呼値における数量等に関して、マーケットメイカーが果たすべき標準的な期待役割を別途定めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引料割引は、マーケットメイカ

項目	内容	備考
<p>対する優遇措置</p>	<p>他呼値の提示状況に応じて、当該マーケットメイカーのマーケットメイク取引に係る取引料について、割引を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーは、マーケットメイク注文機能を利用してマーケットメイクに係る呼値を行います。当該機能を利用することにより、同一原資産に対する複数のオプション銘柄に係る発注を1メッセージで行うことができます。 ・マーケットメイカーは、短時間に過度の数量の約定が行われることによるリスクの拡大を防ぐため、デルタプロテクション機能を利用することができます。 	<p>ーによる流動性供給の対価として行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引料割引に係る算式については別途定めます。 ・左記のマーケットメイク注文機能及びデルタプロテクション機能は、マーケットメイカーが呼値の提示を円滑に行うため必要なものとして利用を認めるものです。
<p>6. T o S T N e T取引に係る取引制度の一部見直し (1) 取引の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、派生売買システムで行っているオプション取引に係るT o S T N e T取引は、新取引システムにて行います。 ・現行、F A Xで行っている有価証券オプションT o S T N e T取引も新取引システムを通じて行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T o S T N e T取引においては、ストラテジー取引は行いません。
<p>(2) T o S T N e T取引の呼値の単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・T o S T N e T取引の呼値の単位は、オプションの価格の水準にかかわらず、当該オプション取引に係る最小の呼値の単位とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券オプション取引にあつては50銭(ただし、対象有価証券の売買単位が奇数の場合には1円)、国債証券先物オプション取引にあつては1銭、指数オプション取引にあつては0.1ポイントとなります。

項目	内容	備考
<p>(3) T o S T N e T取引の 基準値段</p> <p>. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引に係るT o S T N e T取引の基準値段は、当該オプションの基準理論価格とします。 ・ 本制度改正の実施日は、平成 21 年 7 月を目途とします。 ・ なお、新システムへの移行に伴い、実施日の前営業日におけるオプション取引のイブニング・セッションは行わない予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は直近の約定価格を基準値段としていますが、これを実勢から導き出される理論価格に変更します。 ・ T o S T N e T取引を行える値段の範囲及び最低数量（1 単位）は、現行どおりです。 ・ 先物取引のイブニング・セッションは通常どおり行います。

以上

別表 発注条件の種類

(1) 注文に付加できる条件の内容

注文に付加できる条件の種類		条件の内容
数量執行条件	C V (全量執行条件)	<ul style="list-style-type: none"> 呼値に係る全数量が直ちに約定しない場合には当該呼値は効力を失うとする条件
	I C (残数量取消し条件)	<ul style="list-style-type: none"> 呼値に係る数量が一切約定しない場合には当該呼値は効力を失い、一部が約定する場合には一部約定後の残数量が取消されるという条件
	M V (指定数量以上約定条件)	<ul style="list-style-type: none"> 呼値に係る数量のうち任意に指定した数量以上が直ちに約定しない場合は当該呼値は効力を失うとする条件 注文が有効となった場合の取引成立後の残数量も有効とされる。
有効期限条件	G T C (有効期限指定注文)	<ul style="list-style-type: none"> 指定した営業日(営業日を指定しない場合には発注した銘柄の取引最終日)の取引時間終了時まで効力を有効とする条件

(2) 利用可能な注文条件

注文の種類	数量執行条件			有効期限条件	備考
	C V (全量執行条件)	I C (残数量取消条件)	M V (指定数量以上約定条件)		
指値注文					M V条件とG T C条件を同時に付すことは可能。
成行注文(M O注文)		-		-	
始値指値注文	-	-	-		
ストップ指値注文					M V条件とG T C条件を同時に付すことは可能。
ストップ成行注文		-		-	
マーケットメイク注文	-	-	-	-	

ストラテジー取引の種類一覧

ストラテジー取引の種類	買いストラテジー注文により成立する取引	インプライド イン	インプライド アウト	ストラテジー 値段	デルタニュー ートラル呼値
ジェリーロール	期近限月において同じ行使価格でコールの売付け及びプットの買付け、期先限月においてコールの買付け及びプットの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			期近限月のプットの値段 - 期近限月のコールの値段 + 期先限月コールの値段 - 期先限月のプットの値段	
コールバタフライ	同一限月において低い行使価格と高い行使価格で1単位コールの買付け、中間の行使価格で2単位のコールの売付けが成立する取引			低い行使価格のコールの値段 - 中間の行使価格のコールの値段 × 2 + 高い行使価格のコールの値段	
プットバタフライ	同一限月において低い行使価格と高い行使価格で1単位プット買付け、中間の行使価格で2単位のプットの売付けが成立する取引			低い行使価格のプットの値段 - 中間の行使価格のプットの値段 × 2 + 高い行使価格のプットの値段	
コールスプレッド	同一限月においてコールの買付け、より高い行使価格でコールの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のコールの値段 - 高い行使価格のコールの値段	
プットスプレッド	同一限月においてプットの買付け、より低い行使価格でプットの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			高い行使価格のプットの値段 - 低い行使価格のプットの値段	
コールカレンダーズプレッド	期近限月においてコールの売付け、期先限月において期近限月と同一の行使価格でコールの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 期近限月のコールの値段 + 期先限月のコールの値段	
プットカレンダーズプレッド	期近限月においてプットの売付け、期先限月において期近限月と同一の行使価格でプットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 期近限月のプットの値段 + 期先限月のプットの値段	
コールダイアゴナルカレンダーズプレッド	期近限月においてコールの売付け、期先限月において期近限月と異なる行使価格でコールの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 期近限月のコールの値段 + 期先限月のコールの値段	

ストラテジー取引の種類	買いストラテジー注文により成立する取引	インプライド イン	インプライド アウト	ストラテジー 値段	デルタニュー ートラル呼値
プットダイアゴナルカレンダー スプレッド	期近限月においてプットの売付け、期先限月において期近限月 と異なる行使価格でプットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 期近限月のプットの値段 + 期先限月のプットの値段	
ガッツ	同一限月においてコールの買付け、より高い行使価格でプットの 買付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のコールの値段 + 高い行使価格のプットの値段	
2x1 レシオコールスプレッド	同一限月において1単位のコールの売付け、より高い行使価格 で2単位コールの買付けが成立する取引			- 低い行使価格のコールの値段 + 高い行使価格のコールの値段 × 2	
2x1 レシオプットスプレッド	同一限月において1単位のプットの売付け、より低い行使価格で 2単位プットの買付けが成立する取引			- 高い行使価格のプットの値段 + 低い行使価格のプットの値段 × 2	
アイアンバタフライ	同一限月において低い行使価格のプットの売付け、高い行使価 格のコールの売付け、中間の行使価格のプット及びコールの買 付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 低い行使価格のプットの値段 + 中間の行使価格のコールの値段 + 中間の行使価格のプットの値段 - 高い行使価格のコールの値段	
コンボ	同一限月においてコールの売付け、より低い行使価格のプットの 買付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のプットの値段 - 高い行使価格のコールの値段	
ストラングル	同一限月においてプットの買付け、より高い行使価格のコールの 買付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のプットの値段 + 高い行使価格のコールの値段	
コールラダー	同一限月においてコールの買付け、より高い行使価格のコール の売付け、中間の行使価格のコールの売付けがそれぞれ1単位 成立する取引			低い行使価格のコールの値段 - 中間の行使価格のコールの値段 - 高い行使価格のコールの値段	
プットラダー	同一限月においてプットの売付け、より高い行使価格のプットの 買付け、中間の行使価格のプットの売付けがそれぞれ1単位成 立する取引			- 低い行使価格のプットの値段 - 中間の行使価格のプットの値段 + 高い行使価格のプットの値段	
オプションストリップ	任意の限月取引において2～8つの行使価格のコールまたはプ ットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			全ての値段を足し合わせる	

ストラテジー取引の種類	買いストラテジー注文により成立する取引	インプライド イン	インプライド アウト	ストラテジー値段	デルタニュー ートラル呼値
ストラドルカレンダーズプレッド	期近限月において同一行使価格のプットの売付け及びコールの売付け、期先限月において同一行使価格(期近限月と同じ行使価格)のコールの買付け及びプットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 期近限月のプットの値段 - 期近限月のコールの値段 + 期先限月のプットの値段 + 期先限月のコールの値段	
ダイアゴナルストラドルカレンダーズプレッド	期近限月において同一行使価格のプットの売付け及びコールの売付け、期先限月において同一行使価格(期近限月と異なる行使価格)のコールの買付け及びプットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 期近限月のプットの値段 - 期近限月のコールの値段 + 期先限月のプットの値段 + 期先限月のコールの値段	
ストラドル	同一限月において同一行使価格のプット及びコールの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			コールの値段 + プットの値段	
プットコンドル	同一限月において任意の行使価格のプットの買付け、より高い行使価格のプットの売付け、さらに高い行使価格のプットの売付け、さらに一段と高い行使価格のプットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のプットの値段 - より高い行使価格のプットの値段 - さらに高い行使価格のプットの値段 + さらに一段と高い行使価格のプットの値段	
コールコンドル	同一限月において任意の行使価格のコールの買付け、より高い行使価格のコールの売付け、さらに高い行使価格のコールの売付け、さらに一段と高い行使価格のコールの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のコールの値段 - より高い行使価格のコールの値段 - さらに高い行使価格のコールの値段 + さらに一段と高い行使価格のコールの値段	
アイアンコンドル	同一限月において任意の行使価格のプットの売付け、より高い行使価格のプットの買付け、さらに高い行使価格のコールの買付け、さらに一段と高い行使価格のコールの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 低い行使価格のプットの値段 + より高い行使価格のプットの値段 + さらに高い行使価格のコールの値段 - さらに一段と高い行使価格のコールの値段	

ストラテジー取引の種類	買いストラテジー注文により成立する取引	インプライド イン	インプライド アウト	ストラテジー 値段	デルタニュー ートラル呼値
ボックス	同一限月において同一行使価格のコールの買付け及びプットの売付け、より高い行使価格でプットの買付け及びコールの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			- 低い行使価格のプットの値段 + 低い行使価格のコールの値段 + 高い行使価格のプットの値段 - 高い行使価格のコールの値段	
シンセティックアンダーライ ング	同一限月において同一行使価格のコールの買付け及びプットの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			- プットの値段 + コールの値段	
3-Way: コールスプレッド対 プット	同一限月取引において、コールの買付け、より高い行使価格コールの売付け、任意の行使価格のプットの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			低い行使価格のコールの値段 - 高い行使価格のコールの値段 - 任意の行使価格のプットの値段	
3-Way: プットスプレッド対コ ール	同一限月取引において、プットの買付け、より低い行使価格プットの売付け、任意の行使価格のコールの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			高い行使価格のプットの値段 - 低い行使価格のプットの値段 - 任意の行使価格のコールの値段	
3-way: ストラドル対コール	同一限月取引において、同一行使価格のプットの買付け及びコールの買付け、任意の行使価格のコールの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			同一の行使価格のプットの値段 + 同一の行使価格のコールの値段 - 任意の行使価格のコールの値段	
3-way: ストラドル対プット	同一限月取引において、同一行使価格のプットの買付け及びコールの買付け、任意の行使価格のプットの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			同一の行使価格のプットの値段 + 同一の行使価格のコールの値段 - 任意の行使価格のプットの値段	
コールの買付け	コールの買付けが1単位成立する取引			コールの値段	
プットの買付け	プットの買付けが1単位成立する取引			プットの値段	

デルタニュートラル呼値について

項 目	内 容	備 考								
1.対象取引	<ul style="list-style-type: none"> デルタニュートラル呼値が可能なオプション取引と対象原資産の組合せは次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="517 331 1541 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 331 943 381">オプション取引</th> <th data-bbox="943 331 1541 381">デルタニュートラル呼値の対象原資産取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 381 943 430">国債証券先物オプション取引</td> <td data-bbox="943 381 1541 430">権利行使対象国債証券先物取引</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 430 943 480">指数オプション取引</td> <td data-bbox="943 430 1541 480">対象指数を同一とする指数先物取引</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 480 943 533">有価証券オプション取引</td> <td data-bbox="943 480 1541 533">対象有価証券</td> </tr> </tbody> </table>	オプション取引	デルタニュートラル呼値の対象原資産取引	国債証券先物オプション取引	権利行使対象国債証券先物取引	指数オプション取引	対象指数を同一とする指数先物取引	有価証券オプション取引	対象有価証券	
オプション取引	デルタニュートラル呼値の対象原資産取引									
国債証券先物オプション取引	権利行使対象国債証券先物取引									
指数オプション取引	対象指数を同一とする指数先物取引									
有価証券オプション取引	対象有価証券									
2.呼値の方法	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者がデルタニュートラル呼値を行う場合には、オプション取引に係る呼値に係る指示事項に加えて、デルタ、対象原資産値段、及び対象原資産の売り買いの別について指示することとします。 デルタとは、原資産の価格変動に対するオプションの価格変動率をいい、取引参加者は 0.01 から 1 までの間の当取引所がその都度定める範囲内の小数点以下第二位までの数値から、デルタを指示することとします。 デルタを指示することにより、対象原資産取引の約定数量は、次のとおり定まります。 対象原資産取引の約定数量 = [オプションの発注数量 × デルタ × 受渡単位] (小数点以下四捨五入) - [オプションの約定後の残数量 × デルタ × 受渡単位] (小数点以下四捨五入) ただし、有価証券オプション取引において、計算された対象原資産の約定数量に受渡単位未満の数量が生じた場合には四捨五入。 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券オプション取引の原資産取引を信用取引で行う場合は、その旨も指示する必要があります。 計算の結果、対象原資産の約定数量が 0 となった場合には、原資産の約定は成立しません。 								
3.取引契約締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> デルタニュートラル呼値が行われたときには、オプション取引の銘柄、デルタ、対象原資産値段、対象原資産の売り買いの別のすべての条件が合致するデルタニュートラル呼値ごとに個別競争取引を行い、オプションに係る呼値の競合により取引を成立させるものとします。 デルタニュートラル呼値により成立する対象原資産の取引は立会によらない取引となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別競争取引において、原資産の取引条件は関係しません。 対象原資産について、当取引所が定める値幅を超える値段における約定は認めないこととします。 								